

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第1回朝霞市文化財保護審議委員会会議	
開催日時	令和5年7月11日（火）午後2時から午後3時50分まで	
開催場所	根岸台市民センター第1会議室・第2会議室、旧高橋家住宅	
出席者及び欠席者の職・氏名	出席者 委員7人（新井浩文委員、岩崎英雄委員、笹森紀己子委員、 ス波治委員、陶山憲裕委員、寺元正俊委員、 冨岡則夫委員 五十音順） 事務局5人（神頭部長、赤澤課長、藤原主幹兼課長補佐、 三井田係長、秋山主任）	
議題	1 令和5年度文化財課事業について 2 旧高橋家住宅保存修理工事について 3 その他 ・今後の事業展開について	
会議資料	・令和5年度第1回文化財保護審議委員会会議会議次第 ・朝霞市文化財保護審議委員名簿 ・令和5年度第1回文化財保護審議委員会会議資料	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 議長による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（藤原主幹による司会進行）
（神頭部長あいさつ）
（藤原主幹から委嘱について説明）
（各委員及び事務局職員による自己紹介）

◎議長・副議長選出

（藤原主幹）

それでは次に議長、副議長の選出を行います。選出までの間につきましては、赤澤課長が仮議長を務めさせていただきます。

（赤澤課長）

それでは、仮議長を務めさせていただきます。

まず、本日の会議の公開についてですが、本市の「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により非公開と該当する部分はありませんので、本日の会議は公開とし、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しております。会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に沿って入場をしていただきますので、ご了承ください。それでは、朝霞市文化財保護条例施行規則第23条に基づき、議長の互選を委員の皆様をお願いいたします。自薦・他薦を問いませんが、いかがでしょうか。挙手の上、ご発言をお願いいたします。

はい、笹森委員、お願いします。

（笹森委員）

引き続き陶山委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

（赤澤課長）

ただいま陶山委員に議長をお願いしたいとのお話がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしとの声あり）

（赤澤課長）

ありがとうございます。それでは、陶山委員に議長をお願いしたいと思います。

次に、副議長の選出を行います。こちら自薦・他薦を問いませんので、挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、笹森委員、お願いします。

（笹森委員）

斯波委員にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

（赤澤課長）

ただいま斯波委員に副議長をお願いしたいとのお話がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

(赤澤課長)

ありがとうございます。

委員の皆様による互選の結果、議長に陶山委員、副議長に斯波委員が選出されました。それでは、これで仮議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

議長、副議長、それぞれのお席に移動をお願いします。各委員の皆様も、座席の移動をお願いいたします。

(各委員座席移動)

(藤原主幹)

それでは、陶山議長、斯波副議長より一言ごあいさつを賜ればと存じます。

(陶山議長あいさつ)

(斯波副議長あいさつ)

(藤原主幹)

ありがとうございました。

それではここで、配付いたしました資料の確認を行わせていただきます。

(配布資料の確認)

(藤原主幹)

これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、陶山議長をお願いいたします。

(陶山議長)

議事に入らせていただく前に、本審議委員会議の会議録の確認ですが、議長である私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

(陶山議長)

本日の議事は、(1) 令和5年度文化財課事業について、(2) 旧高橋家住宅保存修理工事について、(3) その他の3件になっています。議事進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎議事(1) 令和5年度文化財課事業について

(陶山議長)

議事(1) 令和5年度文化財課事業について、事務局から説明をお願いします。

(三井田係長)

それでは議事(1)につきまして、事務局の三井田から説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。令和 5 年度事業計画となっております。既に進行中のものもございまして、一部ご報告を兼ねてご説明させていただきます。

初めに文化財保護普及事業です。文化財が市民の共有財産であるという意識の啓発醸成のため、文化財の保護普及を図ることを目的としております。

内容といたしまして、まず文化財保護審議委員会議については、本日が今年度 1 回目となります。年間 2 回の開催を予定しておりまして、第 2 回目は 2 月を予定しております。

次に、文化財保護関係団体への支援といたしまして、溝沼獅子舞保存会、根岸野謡保存会、一夜塚古跡保存会の 3 団体に補助金を交付しております。

それから、文化財保護に関する啓発活動といたしまして、市の広報やホームページ、フェイスブックといった電子媒体、こういったものを利用いたしまして、指定文化財や文化財課の事業の紹介などをしております。

あさかみどころマップですが、文化財や史跡を紹介した地図を博物館などで配布しております。その中で史跡めぐりのモデルコースをいくつかご提案などもしております。こちらのみどころマップについては、不定期にはなりますが、広報やホームページ、フェイスブックなどで、マップを配布していますということをご紹介などもしております。

それから、先ほど申し上げた電子媒体の利用とも関係しますが、近年の発掘調査の情報を速報的にお知らせするというので、あさか発掘トピックスをホームページに随時掲載しています。

次に、市内の小学校が 10 校ございまして、うち 6 校で出土遺物を概要説明と共に展示しております。学校の改築などの機会がございまして、そういった時に学校とも相談して、展示校数を増やしていきたいと考えております。

次に、指定文化財保護管理事業になります。市内にございまして指定文化財の保護及び管理を行っています。

内容といたしましては、終塚古墳歴史広場、広沢の池、湧水代官水、二本松などの保護管理になりますが、資料の一番下にあります市指定有形文化財六道地蔵尊の敷地管理についてですが、場所については朝霞市三原にあたります。地域で六道と呼ばれている六差路に位置していますが、こちらの場所がこれまで、市の所有地なのですが、所管が判然としないという状況でございました。そこで、昨年度末になりますが、市の内部で協議いたしまして、指定文化財が所在する土地ということで、改めて文化財課が所管することになりましたので、皆様にご報告させていただきます。

資料で挙げていますのは、多くは管理的な業務となりますが、定例的なものとしては敷地の門扉、トイレがある場所はトイレの鍵の開け閉めといった管理業務、あるいは清掃などが定例的なものとなります。不定期的なものとしては除草や樹木剪定など、そういったものがございまして。

早速ではございますが、六道地蔵尊の敷地ですが、こちらに桜の木が 3 本ございました。そのうち 2 本が枯れて、半ば腐ってきているような危険な状態となっておりますので、3 本のうちの 2 本を今年度に入りましてから伐採して対応いたしました。

これと同様に、指定文化財の敷地や所在地が、民有地と接しているような場所が多々ございまして、近隣にご迷惑をかけないよう、かつ、文化財保護を図りつつという、なかなか難しい部分でもありますが、その辺りを考えながら管理を行っています。

次に、埋蔵文化財調査保存事業です。市内の埋蔵文化財の保護、活用を目的として、開発行為等の土木工事に伴う試掘調査等確認調査や発掘調査の実施、それに伴う出土遺物の整理、発掘調査報告書の作成などを行っています。

まず、開発等に伴う試掘調査の実施状況ですが、資料は 6 月 20 日現在の内容となっておりますが、6 月末までの集計が取れておりますので、改めて申し上げます。6 月分と

して確認調査件数が10件、うち立ち会いが2件です。したがって、令和5年度4月から6月までの3か月の合計値として、確認調査23件、うち立ち会い4件となっております。これは単純に数字だけでは言えない部分もありますが、前年度、前々年度と数字としては余り大きな開きがないということで、今年度も前年度同様の水準といたしますか、状況といたしますか、そういった形で進んでいくものかと考えています。

それから、資料には記載してございませんが、大規模な区画整理事業として、あずま南地区における区画整理事業に伴う試掘調査を、令和4年度を初年度として3か年で計画しておりまして、今年度が2年目となります。区画整理事業に伴う試掘調査のため、区画整理組合と調整の上で実施しております。今年度につきましては、調整を進めまして6月30日から少しずつ開始している状況です。

続きまして発掘調査の状況ですが、まず個人住宅の建設に伴う発掘調査につきましては、現在のところ実施がございません。開発等事業目的に伴う発掘調査の実施が、6月20日現在1件、前年度から継続ということで資料に載せておりますが、今申し上げたように前年度からの継続でございます。4月に終了しておりますので、今年度に入りまして4月以降では新たに発掘調査が必要な案件は、今のところ発生していないという状況でございます。ですが、今月末から1件、既に予定が入っておりまして、それから8月に入りましてもう1件、今分かっている範囲で発掘調査が2件開始の予定となっております。

続きまして埋蔵文化財の調査後の整理作業関係になりますが、今年度は過去の発掘調査について報告書を2冊刊行する予定です。まず、上の原第一遺跡第2地点、それから人部・峽遺跡第13地点、宮下遺跡第2地点、榎戸・諏訪原遺跡第7地点の3ヶ所の調査を1冊にまとめたものとして、これで2冊になりますが、刊行を予定しています。

それから、出土金属製品の保存処理についてですが、予算が限られている中で発掘調査報告書の刊行を見据えた順序、あるいは劣化状況などを見た上での緊急性、そういったものに応じた選択をしていく中で、資料にある10点の出土金属製品について、樹脂含浸あるいは防錆措置などによる保存処理、必要に応じての科学分析、実測図の作成などを委託により実施しております。

次に、埋蔵文化財センター管理事業です。埋蔵文化財保護の推進、埋蔵文化財資料の整理保存作業、整理後の資料の保存活用を図る拠点として埋蔵文化財センターの管理運営を行っています。なお、埋蔵文化財センターにおきまして、会計年度任用職員により資料整理作業を日々行っています。

内容としましては、主に建物管理に関することとなりますが、無人となる時間帯の機械警備、空気調和設備や消防設備の保守点検を業務委託で行っております。

建物そのものが、以前の県土整備事務所から引き継ぎを受けたもの、かつ、プレハブ建物ということで、老朽化もかなり進んでおります。また、埋蔵文化財資料の保管スペースもだんだんと少なくなってきたというところで、その辺りのことが埋蔵文化財センターにつきましては課題となっております。

次に、旧高橋家住宅管理運営事業、それから施設改修事業は内容が旧高橋家住宅の補修に関するものとなりますので、あわせてご説明申し上げます。

江戸時代の農家の建物でございます国指定重要文化財旧高橋家住宅の保存活用を図るため、管理運営等を行っております。それから、保存修理後の経年劣化、年月の経過による劣化への対応として、茅葺屋根の差茅を中心とした補修を今年度実施しております。

内容といたしまして、まず活用事業についてですが、畑や屋外での活動を中心とした事業、それに伴うガイドツアーなどを計画しております。

まず、じゃがいも掘りについてですが、今年度は畑にじゃがいもを作付した畝の数の分、各1組ということで募集しまして、7月1日の実施を予定していました。11組35

名の参加を予定していましたが、残念ながら雨天中止となっております。

次に、どきどきツアーについては、参加者の方に昆虫採集をしてもらうことで旧高橋家住宅の生態調査を兼ねるという内容で、7月23日が夜間、8月13日が昼間ということで企画、予定しております。うち7月23日に予定している夜間に実施するものですが、先日7月5日まで募集しておりました、11組31名の方にお申し込みいただきました。募集定員6組24名ということで募集しておりましたので抽選を行い、その結果、6組16名の方にご参加いただく予定となっております。

ガイドツアーについては、こういった事業を開催しましたときに、後ほどご説明いたします登録ボランティアの方や文化財課職員が、旧高橋家住宅の魅力ですとか、あるいはその事業に関連した内容などをご説明するというところで行ってまいります。

それから、綿育て隊ですが、こちらは5月から12月のおよそ半年の間、畑で綿を育てるという企画になっておりました、収穫した綿については博物館の方に引き継ぎ、学校の授業などで活用する予定となっております。今年度は募集しましたところ、5月当初は6組19名の方にご参加いただいていたのですが、1組の方が参加できなくなったというご事情がございまして、現状で5組16名の方にご参加いただいております。複数回にわたっての内容になりますが、毎回皆さん楽しんでいただいているといった様子でご参加いただいております。

次に年中行事ですが、後ほどご説明いたします旧高橋家住宅の補修工事との兼ね合いから一部できないものもございまして、直近のところ、七夕をどうしましょうか、という問題がございました。七夕については、登録ボランティアの皆さんから、ぜひやりたい、というお声がありまして、普段ですとかなり大きな規模、大きな竹を使っていますが、今年度につきましては規模を小さくしてやっております。

次に、維持管理面ですが、旧高橋家住宅の解錠・施錠、清掃といった管理業務、それから無人の時間帯に行っております機械警備、電気設備や消防設備の保守点検といった、施設そのものの管理などを行っております。そのほか不定期的なものとして、敷地内の除草あるいは樹木剪定など、こちらを委託により行っております。

旧高橋家住宅は主屋とともに敷地も重要文化財に指定されておりますが、面積がおよそ1万平方メートルございます。その中に雑木林がございまして、昨年度来、懸案となっておりますナラ枯れの対応などもございまして、残念なことですが今年度に入りまして、ナラ枯れかと思われる被害が発生しております。その対応について、予算確保も含め、現在、検討しているところです。

次にボランティアについてですが、登録ボランティアの皆さんが現在21名おられます。ご来園された方への対応ですとか、畑の活用、敷地内の整備、先ほどご紹介したような事業実施の際など、皆さんにご活躍いただいております。また、ボランティアの皆さんからは管理運営面でも様々なご意見をいただいております。それを全てというのはなかなか難しいところもありますが、例えば先ほど申し上げました今年度のじゃがいも掘りはどんなふうに進めましょうか、というところなども、ボランティアの皆さんのお声を聞きながら計画させていただいております。

続いて施設改修事業です。詳細は議事(2)での説明、それから現地でご確認いただきますが、茅葺屋根の経年劣化などによる痛みへの対応として、差茅などの補修を実施しております。

最後に、現時点での来園者の状況をご報告させていただきます。資料は6月20日現在で作成しておりますが、最新の6月末現在で申し上げます。6月分として市内623名、市外26名、6月分の合計が649名となっております。従いまして、令和5年度4月から6月の3か月の合計が、市内3,263名、市外1,955名、合計で3,458名となっております。単純に月で見ました場合に、前年度、前々年度と比較して6月の来園者

数が減少しておりますのは、6月に入りまして補修工事を開始しておりますので、そういったものの影響があるものと思われます。工事中も敷地内には入っていただいて、修理工事をご覧いただけるようにしていきまして、文化財の修理などに興味があって来園された、というお声も実際にお聞きしています。減少してる部分について考えられますのは、保育園などによくお出でいただいておりますが、安全面の点などからそういった来園が減少しているということが考えられるかと思えます。

議事（1）について、説明は以上となります。

（三井田係長）

すみません。付け加えさせていただきます。この後、旧高橋家住宅の工事現場をご確認いただくのですが、天気予報で25分後に雨が降るという予報がございまして、もし皆様がよろしければ、先に現場をご覧いただいて、それから戻って改めてご審議いただければ、というご提案になりますが、いかがでしょうか。

（委員了承）

（三井田係長）

ありがとうございます。順番が後先になってしまいますが、資料2をお手元にお持ちいただければと思います。申し訳ございませんがご移動をよろしく願いいたします。

（旧高橋家住宅住宅に移動）

（保存修理工事の施工状況について、工事請負者の風基建設株式会社担当者より、施工前の状況、差茅について工法の詳細、現在の進捗状況、今後の施工予定など、工事内容について説明を受け、現場を確認）

（根岸台市民センター会議室へ戻り、審議再開）

（陶山議長）

それでは、先ほど事業計画という説明がありました。その説明に関しまして、ご意見やご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

笹森委員、どうぞ。

（笹森委員）

事業計画の中に、発掘調査現場の見学会などはありませんが、これは調査の期間や場所などによってできる時、できない時があると思いますが、それがちょうどいいような時があれば、ぜひ実施していただきたいと思えます。

（三井田係長）

発掘調査の現場説明会ですが、発掘調査の原因者様とご相談させていただきながら、実施できるものについては実施いきたいと考えております。

（陶山議長）

他にはございませんか。新井委員、どうぞ。

(新井委員)

旧高橋家住宅の事業の中で、先ほど「どきどきツアー」という話があって、昆虫採集ということですが、具体的にどんなことをされるのか、もう少し詳しく説明していただければと思います。

(三井田係長)

旧高須家住宅どきどきツアーについてですが、博物館へ自然史の専門の方に非常勤で来ていただいています、その方に講師となっただき、これまでに旧高橋家住宅で採集できた昆虫の標本なども既に作っていただいていますので、そういったものをまず参加者にご覧いただき、こういった昆虫が生息しています、ということをご紹介しながら、参加者の方が採集したものを、講師の方に一つずつ種類を同定していただき、こういったものが採れたということを集計をとって、その時に採集できた昆虫として記録をつけております。

(陶山議長)

他には何かございますか。斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

これは余談的に聞いていただければと思いますが、今回の屋根茅を葺かれた業者は、おそらく平林寺の仏殿等の屋根茅を修理された業者と同じだろうと思います。あの方は茅のことについてもものすごく詳しく、しかも世界を回っていらっしゃいます。ですから、もし現時点で可能であれば、作業が完了した段階で、単発でもいいからお話を皆さんにさせていただけると、面白い話が聞けるのかなと思ひまして、ちょっと提案させていただきました。

(陶山議長)

ご提案ということですが、事務局、いかがですか。

(三井田係長)

はい。斯波副議長がおっしゃられた業者とおそらく同じだと思ひますので、そういったことも検討できればと思います。

(陶山議長)

他には何かございませんでしょうか。

資料1-2の埋蔵文化財の説明内容について、個人住宅等の発掘調査の支援とありますが、これはどういうことをしているのでしょうか。

表の中にもいろいろと数字がありますが、これが次の会議になると件数が増えていたりすると思ひますので、詳しい説明を事務局からお願いします。

(三井田係長)

はい。詳しく申し上げますと、発掘調査が必要な案件が発生した場合に、個人専用住宅を建てるために発掘調査が必要という場合には、市で費用を負担しております。それ以外のいわゆる開発事業、分譲住宅ですとか共同住宅ですとか、そういった場合は事業主様にご負担いただくことになっています。先ほどご説明しました個人専用住宅の建設に伴う発掘調査が、今年度に入りまして今のところ発生していないということで、資料の表にあります発掘調査の件数は、そういったものも含めた全ての件数となります。

令和5年度につきましては、6月20日現在1件、というのは、発掘調査が令和4年度に開始しておりまして、令和5年4月に終了しております。したがって、前年度から継続しているものとして1件の発掘調査ということになります。

資料の表でいいますと、令和5年度発掘調査1件、うち前年度から継続しているものが1件ということで、うち支援となっておりますのが先ほど申し上げた個人専用住宅の建設に関するもので、これが0件ということになります。以上です。

(陶山議長)

はい、分かりました。発掘調査は全て事業主の負担ということをよく耳にするものですから、個人専用住宅は市が負担するというので、分かりました。

他にはいかがでしょうか。他に無いようでしたら、議事(1)令和5年度文化財課事業についてご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

(陶山議長)

異議なしということで、それでは、議事(1)については承認されました。

◎議事(2) 旧高橋家住宅保存修理工事について

(陶山議長)

続きまして、議事(2)旧高橋家住宅保存修理工事について、先ほど現地は確認してきましたが、事務局から改めて説明をお願いします。

(三井田係長)

はい。それでは議事(2)について、事務局の三井田からご説明させていただきます。

先に現場の方をご覧いただいておりますので、私からは補足的な内容として、工事に至った経緯などをご説明させていただきます。資料2もご参照ください。

旧高橋家住宅は江戸時代中期、18世紀前半になりますのでおよそ300年前ぐらいの建築と推定されております。この地域での一般的な農家建築と推定されております。

主屋は、ご覧いただきましたように茅葺屋根になっております。平成19年に建物の解体修理を行いました際に、あわせて総葺き替えを行っております。その後、令和3年3月に、棟の部分が強風で吹き飛ばされるという、ちょっと悲しいことがございまして、そちらは令和3年中に修理を行っております。現場のほうで、棟には手を付けません、という説明がありましたが、既に修理済みであるからという理由になります。そういった形で、幸いにもと言いますか不幸にもと言いますか、棟の部分だけは修理できていたが、先ほど申し上げた総葺き替えから15年以上経過している中で、現場でも指摘いただきましたが、カラスがいたずらして茅材を持っていく、抜き取ってしまうというようなこととか、あるいは年月の経過での全体的な劣化がございまして、それから、現場でも説明がありましたが、屋根が谷になっている部分が雨水の影響などを受けて、えぐれたような状態になっているということで、大棟を修理した際に、全体的な差茅が必要な時期であろうという指摘をいただいていた。その差茅をいつやるのか、ということが課題でございました。

それが、令和4年度に予算を確保することができまして、旧高橋家住宅は国指定重要文化財ですので、文化庁と埼玉県のご指導をいただきまして、国庫補助金を受けて、設計は公益財団法人文化財建造物保存技術協会にお願いして、差茅を中心とした補修工事の

発注を試みましたが、やはり茅葺屋根というところから屋根葺職人の不足が一番大きなところになります。令和4年度中には引き受けていただける事業者が見つからなかったというのが、実際のところでございます。

そのため、埼玉県を通して文化庁と協議いたしまして、国庫補助事業は令和5年度に繰り越しを認めていただけましたので、改めて令和5年4月に入札を実施いたしました。その結果、応札業者1者ということで、入札不調ということにはなりましたが、その応札業者に相談しましたところ応じていただけるということで、先ほど現場のほうでご説明いただいた風基建設株式会社との随意契約ということで、ようやくにして事業を進めることが可能となりました。6月初旬から実際に現場の作業を開始しております。現場で説明がありましたように、屋根の方は仕上げ段階に入ってきているというところなんです。

それ以外の部分も含めて少し詳しくご説明いたします。資料2は、文化財修理事業についての情報発信ということで、ご来園いただいた方への配布物として作成した啓発物で、実際はA3両面で開いてご覧いただけるように作成してご来園された方に配布しているものを、資料として皆様にお渡ししています。こちらの資料で工事の内容等ご説明いたします。

1枚目は旧高橋家住宅の概要となります。2枚目になりますが、先ほど現場のほうで詳しく説明があり、また実際に見ていただきましたが、全体的に傷んできているところと、右下の写真になりますが、谷の部分がだいぶえぐれたような状態になってしまっているというところなんです。それから、北側ですが、だいぶ綺麗になっておりましたが、修理する前は苔が全面にはびこっているような状態でもございました。南側もやはり部分的に、こそげ落ちたような、と言ったらよいでしょうか、そういった部分もありましたので、やはり全体的に差茅が必要な時期ではあったのかな、と思っております。

資料の2番、屋根西側になりますが、こちらは日常的に管理していると逆に気がつきにくいところなのかな、と私も実感しているのですが、屋根西側が少し垂れ落ちていると言ったらよいでしょうか、垂れ下がった状態になっている、ということをご指摘いただきました。その部分に垂木を添え木するような形で差し込んで、屋根の高さをぐっと持ち上げるという、そういった補修をしております。

それから資料の3番と4番です。今、建物周りに足場がありますので、足場を取り外した後の作業になりますが、建物周りが敷地内を流れる雨水の影響でだいぶ削れたような状態になっております。今までは、土の締め固め、土を叩き締めるような形で整備していましたが、それを少し掘りくぼめ、砂利を入れる形で整備をして、これまでのような雨水の影響を受けないような整備を予定しています。

資料1枚目に主屋平面図がございますが、平面図の左側の下側、デイと呼んでいる部屋がございまして、こちらは非常に珍しい竹を敷き並べた竹簀子床になっております。こちらが、やはり経年劣化と、それから竹に付く虫がいるそうなんです。そういった虫害で、一部折れたりしている部分がございます。そういった使用に耐えない部分について、竹を交換するという形で補修を行います。

それから資料の5番ですが、こちらもこれからの作業になります。建物の土台部分ですが、地面と接している部分ですので、防腐と防蟻、シロアリなどの害を防ぐために、解体修理の際に防腐防蟻剤を土台周りに全て塗ってありましたが、年数の経過で薬剤の効果がかなり薄れてきているということで、改めて防腐防蟻剤を塗り直すということ、足場解体後に行います。

先ほど現場のほうはご覧いただきましたが、全体的な工程としては、差茅など屋根の修理がほぼ仕上げに近いところに入ってきております。竹簀子床の補修も随時行っております。足場が解体された後に、主屋の雨落周囲の整備、防腐防蟻剤の塗布という形で進んでまいります。先ほど現場でご説明いただきました風基建設の担当者の話ですと、6

月開始でしたのでやはり雨が心配だったのですが、非常に順調に進んでいる、ということで、現状ではそのように報告を受けております。

以上でございます。

(陶山議長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明、現場を見ての感想、ご意見、ご質問などあればお願いします。

斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

ひとつお尋ねしますが、主屋雨落周辺整備について、玉砂利は雨落部分に敷くということですか。

(三井田係長)

資料の写真に、石が並んでるような部分がありますが、これが雨落石でございまして、その周りがえぐれて削れてしまっています。この周りの部分を少し掘りくぼめて、雨落石の外側に玉砂利、砂利石を敷くという整備になります。

(陶山議長)

他にはございませんでしょうか。新井委員、どうぞ。

(新井委員)

今の玉砂利敷きの件ですが、これは元々の建物の構造にあった仕様になっているのでしょうか。

(三井田係長)

元々は無かったものになりますが、昨年、文化庁の調査官の方にも実地で見させていただいた時にも、これまでと同じ形で整備し直すとなると、またこの先10年20年で同じことが起きるということで、根本的に考えた方がいいだろうというお話をいただいております。そういったことで、玉砂利を敷き直すという形での整備になります。

(陶山議長)

他にございますでしょうか。

昨年の会議資料を本日持ってきました。昨年の令和4年度第1回文化財保護審議委員会会議の中で、これから事業を実施していくという説明がありましたが、資料の中にある修理内容、目的が全て網羅されていてよかったと思います。この資料の中に、重要文化財に指定されているところから国庫補助事業として実施を予定しており、技術的な面に関しては主任技術者を擁する公益財団法人文化財建造物保存技術協会に協力を依頼している、とありますが、これはどういった内容を依頼しているのでしょうか。

(三井田係長)

公益財団法人文化財建造物保存技術協会についてですが、こちらは文化庁の指定する主任技術者がいる団体ということで、今回の工事の設計と工事監理をお願いしています。

(陶山議長)

分かりました、ありがとうございます。

他には何かございませんでしょうか。斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

虫害、アリなどは特にそうなんです、今回の工事に入って、床下に小動物の侵入など、そういった痕跡は認められたのでしょうか。

(三井田係長)

床下のほうも汚れなど取っていただいています、今のところ、そういったものが明らかにいたという報告は受けておりません。

(陶山議長)

ああいった昔の建物ですと、どこから何が入り込むか分かりませんし、お寺の建物ですと床下にもいろんな動植物がいますし、風通しが悪いとそこから腐食があったりしますが、それがなければ一応安心だと思います。その辺りのことは、竹箆子床の補修をする時に、床下をよく見られたほうがよいかと思います。雨の侵入、雨がはねて中に入ったりなど、裏側でどうなっているかということとは分かりませんので、こういった機会に見られるとよろしいかと思います。

他にはございませんでしょうか。新井委員は、他にいかがですか。

(新井委員)

修理が終わった後のことでおたずねしたいのですが、これまでも多分定期的に燻煙とかをされていたと思います。その回数を増やすとか、改めて対応策を少し改善してみようなどの動きはありますか。

(三井田係長)

はい。今後、どういった補修といいますか、整備といいますか、そういったものが必要になってくるかというところは、確かに私どもも懸念でございます。今回、文化財建造物保存技術協会にお願いしている部分もありますので、今後、具体的にどんなことを考えていったらいいかという参考意見は聞いておこうと考えております。

(陶山議長)

よろしいですか。他には何かございませんでしょうか。

富岡委員、いかがですか。今日の感想などでも結構ですが、いかがでしょう。

(富岡委員)

今日、初めて参加させていただきましたが、見るもの聞くものといろいろ新しいものばかりで、朝霞市内にこういった様々なものがあるということをも余りよく知らずにいて、本当に溝沼の獅子舞しか知らないような状態だったのですが、今回会議に参加させていただいてとても参考になりました。ありがとうございます。

(陶山議長)

ありがとうございました。

他にはございませんでしょうか。

それでは、議事(2)旧高橋家住宅保存修理工事について、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

(陶山議長)

異議なしということで、それでは、議事(2)については承認されました。

◎議事(3) その他 今後の事業展開について

(陶山議長)

それでは次に、議事(3) その他 今後の事業展開について、事務局から説明をお願いします。

(赤澤課長)

はい。事務局の赤澤です。議事のその他ということで、資料は特別ございませんが、今後の事業展開についての意見聴取ということで上げさせていただきました。こちらについては、今後の文化財行政について課題と思っていられることなどがあれば、皆様からぜひご意見をいただきたいということが趣旨でございます。

なぜ急にこのようなことを申し上げたかといいますと、昨今、文化財行政を取り巻く環境が非常に厳しく、先ほど議事(1)で三井田からも今年度の事業についていろいろご説明をさせていただきましたが、特に本市においては開発に伴う確認調査や発掘調査が減らない一方で、増えていく一方といいますか、県内の会議などに参加すると、ここ20年発掘調査がないという市町村もあり、そのような中で朝霞市は引き続き開発に伴う発掘調査が多い状況になっております。

また、施設系についても経年劣化などの課題もあり、維持管理も大変になっている中で、ことさらに自然による影響が最近大きく、台風などへの対策、また、ナラ枯れなどもあり、急に対応しなければならないことも多く、予算を組んでみてもなかなか予定どおりにいかないこともございます。

そのような中でも、できるだけ中長期的な視野を入れて、今後取り組んでまいりたいと考えておまして、専門的な知見から皆様のご意見をいただければというところをお願いした次第です。

ただ、急にお話しさせていただきましたので、今日この場だけではなく、後日のメールやお電話等でもいただければということで、今回投げかけをさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

(陶山議長)

ただいまの説明にありましたように、投げかけがありました。答えるというよりも、逆に、どういうことを聞きたいのでしょうか、と質問したくなりますが、何かご意見などありますでしょうか。今日だけではなくて、これからもお聞きできればということですが。斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

大きく分けて三つの課題がありそうなお話がありましたが、その中でも一番目立ってしまうものは何か、と考えてみました。

文化財の施設ですとか、文化財のある所在地の中での影響で考えると、最後に出ていました自然災害、特にナラ枯れの問題も注視しなければいけない課題かと思います。先ほど旧高橋家住宅を現地確認した時に1本、枯れているのかなと思われるような木があ

りましたが、危険を伴うものになってくる可能性もありますので、これについてどういう形で処理をしていくかということがあると思います。旧高橋家住宅の敷地の他にも、湧水代官水ですとか、他の所でも文化財の指定地域の中に、いわゆるナラ関係の木がかなりあるかと思しますので、対策を講じるのにどういう方法が一番ベストなのかということ、専門家を通じて早急に検討しておいた方がよろしいのかなと思いました。

それから、雨に関しては避けようがないのですが、来てしまうととんでもないことになりかねないということで、これに関しては何とも言えないのですが、以前にありました水害のような集中豪雨、あれは100ミリを超えるという本当に例外的な雨だったのだらうと思いますが、そういった類いの事が発生、若しくは発生しそうな時の対策は、文化財の中でも検討しておく必要があるかと思えます。これは、雨への対策ということもそうなのですが、水害によって文化財の保存に影響を与えるようなことがあった場合にどうするか、という問題も含めて検討しておかなければいけないかと思えます。ただ、これは今日言ったから明日できますという、簡単な問題ではないと思うので、時間をかけてしっかりとやっていかざるを得ないと思えます。

ただ、ナラ枯れに関しては、見学に来た人が怪我をしてからでは遅いので、対策は早急に立てるべきではないかなと思いました。

発掘調査に関しては、出た時に対応することになりますので、当たらないように祈りながら試掘して確認調査をやらざるを得ないとしか言えませんが、施設の老朽化に関しては、手直しが可能であればそれで何とかしていくようかと思えます。ただ、スペースの問題ということになってくると、こればかりは何とも申し上げかねるところです。今、気になるのは、ナラ枯れが第一なのかなと思えます。以上です。

(赤澤課長)

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(陶山議長)

他には何かございませんでしょうか。新井委員、お願いします。

(新井委員)

今、ご検討中かどうかの確認も含めてになりますが、昨今、文化財保護法の改正に伴って文化財の保存活用計画を策定している自治体が増えてきています。県内でもいくつかの自治体で既に文化庁に申請が通って、補助金の確保まで行っているところもあると思えますが、そうした動きを当市でも考えているのか、ということをお聞かせください。

その場合、必要となるのがストーリー性の話などになりますが、例えば今回の旧高橋家住宅の修繕なども含めて、市民に対して文化財の存在をアピールする意味でも、保存活用計画に手を挙げなくても、やはりそういった準備は必要なのかなと思えますが、その辺りのことはいかがでしょうか。

(赤澤課長)

文化財保存活用計画については、毎年、県等からも照会が来ていて、今のところ予定はございませんとお答えしていますが、文化財保護審議委員会議の席で意見をいただいた、というところを皮切りに、今後展開していければということもありまして、今回お話を投げかけさせていただいたところもごございます。今後、文化財保存活用計画について検討を進めていくことも、会議の議題とさせていただくことがあるかと思えますので、またその際はどうぞよろしくお願ひいたします。

(陶山議長)

他にはございませんか。

岩崎委員はいかがですか。小学生や中学生のお子さんたちに対しての文化財などへの提言など、何かありますでしょうか。

(岩崎委員)

この地域は第二小学校の学区だと思うので、多分二小の子が多いのかと思いますが、例えば、先ほど見てきた茅葺屋根を、あんな間近で見られるということは多分ないと思いますので、そういう見学会みたいものがあったらいいかと思います。あんなに間近では通常見られないので、危険を伴う部分もありますが、そういう企画があったら面白いかと思います。

(陶山議長)

ありがとうございます。

今日は事務局から投げかけられた形ですが、これからまたそういうご提言ができればよろしいかなと思います。

他にありませんでしょうか。なければ、今のご提案などをご参考にして、これからの事業に生かしていただきたいと思います。これからのご検討をお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたします。進行を事務局に渡しますので、よろしくお願い致します。

(藤原主幹)

どうもありがとうございました。

それでは閉会の言葉を斯波副議長をお願いいたします。

(斯波副議長の閉会の言葉)

(事務局から次回の文化財保護審議委員会議の案内)

(閉会)